

奈良県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。

令和7年2月21日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団条例第24号

奈良県広域水道企業団職員の職務に専念する義務の特例に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、任命権者から命ぜられた場合は、その承認を必要としない。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、企業長が定める場合

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。